HOKKAIDO UNIVERSITY

| | |
|---|---|
| Title | 活動報告 |
| Citation | 新世代法政策学研究, 10, 373-386 |
| Issue Date | 2011-02 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/45261 |
| Type | other |
| File Information | HJNGLP010_017.pdf |

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

## 活動報告

### （1）GCOE 全体研究会

| 日　時 | 報告内容 |
|---|---|
| 平成22年<br>９月11日（土） | **石川　健治（東京大学大学院法学政治学研究科教授）**<br>**「社会的自治と社会的協働―オーストリアにおけるネオ・コーポラティズムとポスト・ウィーン学派の憲法学―」**<br>公法研究会・科研費補助金（基盤Ａ）「ネットワーク社会における都市空間のガバナンス」（代表者：吉田克己）共催<br>　オーストリアにおいて独自に生成、発展した「社会的協働」についてその経緯をたどり、憲法学の視点から分析を加えることによって、本プログラムのテーマである「多元分散型統御」の実像化に資すべき要素を析出することを目的として、本報告は行われた。<br>　オーストリアにおいては前世紀初頭以来、その固有の思想的社会的背景を基にして、伝統的に、コーポラティズムいわゆる「社会的協働」が発展してきた。事実上戦前から存在していたが、1957年になって物価及び賃金問題同権委員会として制度化された。実質的に労働側と経営側の二者会談によって政策決定を行うものだが、憲法上の根拠を持たない点が特徴であった。代表性に対する疑義に加え、微温的解決であり問題の先送りに過ぎない、法治主義原理に反する、といった様々な観点からの批判に晒されつつも、全般的には受容され支持された仕組みであるといわれる。このシステムが、グローバル化に伴って衰退してきたかにみえる一方で、憲法改正によってその成文憲法上の基礎を得ることとなり、新たな定位の可能性が生じている。<br>　「社会的協働」に対する憲法学の対応は一様ではなかった。憲法上の根拠を有しない制度に対して、憲法不在の状況を忌避してひたすらこれを黙殺する学説もあった一方で、特有の「据わりの悪さ」を示しながらも多くの体系書はその存在に言及した。中でも Korinek は、決定を行っているのは誰かを確定すべきとして、「機関」と「団体」の概念を用いて国家的位置づけを与えようとした。また Pernthaler は、代表論からの批判に対して、それは民主政というインフラを想定したものだとして反論し、「団体」と「代表」の関係を論じようとした。<br>　報告者は、市場化圧力によるこの制度の衰退を認めながらも、「非領域的自治」といった要素については積極的に捉えるべきである、とする。領域団体を想定しなくてよい「非領域的自治」を公式に認めることにより、「大学の自治」や「民族の自治」を含めた憲法的主題に昇位することができるとともに、わが国においても、「自治」の再構成を切り口に、「公序」という論点を手がかりにしつつ社会秩序全体の |

| | |
|---|---|
| | 構成までをも展望することができる、というのである。<br>討論においてはまず、団体の自治に対する国家の関わり方が論じられた。「公序」は積極的な選択によってのみ形成されるものではなく、団体自治に対する放置という消極的選択によっても形成されうる、という。また、属地的な自治を想定しない場合の決定の場が問題になることについても意識された。<br>さらに、わが国における具体的な団体をいくつか想定したうえで、社会構造とその反映としての組織の構成についても論じられた。また、参加民主主義は、決定に対する民主的正統性を与えるのに資するが、すでに十分な正統性がある場合にはこれを持て余しかねず、より多元的な自治の必要性が見出されるとの指摘もされた。「個」と「団体」が深く意識されつつ、「多元分散」と「統御」という二律背反をいかに融合させるかについて、意義のある議論となった。<br>（文責：山本寛英） |
| 平成22年<br>10月23日（土） | **佐伯　仁志（東京大学大学院法学政治学研究科教授）**<br>**「刑法の社会的機能の変容」**<br>刑事法研究会共催<br>報告では、現代＝刑事立法の時代（キーワード：国際化（グローバリゼーション）、被害者、厳罰化）における刑法の社会的機能の変容について、市民的保護の要求と Penal Populism、グローバリゼーションと刑事立法、民事的コントロールの代替としての刑法、刑法の補充性という視点から検討がなされた。これら各視点について、交通事故や医療事故における被害者運動の活発化と政治主導による厳罰化、金融犯罪や組織犯罪の処罰におけるグローバル・スタンダードの影響、暴力団対策法による民事不介入の原則の転換、独禁法等主に経済分野における行政制裁の活用など具体例を挙げ、平野龍一、浜井浩一、宮沢節生、John C.Coffee, jr. らの研究の他、年表・統計資料も参照して、詳細かつ多角的な分析が行われた。<br>報告後の討論においては、刑事法のみならず、知的財産法、民法、アメリカ法、行政法などを専門とする研究者からも活発な発言がなされた。<br>（文責：小野寺倫子） |
| 平成22年<br>10月29日（金） | **北大 GCOE・中間総括シンポジウム**<br>**「多元分散型統御を目指す新世代法政策学―その展望と課題―」**<br>**・藤谷武史氏（北海道大学大学院法学研究科准教授）**<br>**「《法政策学》の再定位・試論―新世代法政策学の基礎理論構築に向けて」**<br>**・瀬川信久氏（北海道大学大学院法学研究科教授）**<br>**「民法学と法の経済分析」** |



| | |
|---|---|
| | **・尾崎一郎氏（北海道大学大学院法学研究科教授）**<br>**「法の自律性と応答性について」**<br>**・田村善之氏（北海道大学大学院法学研究科教授）**<br>**「多元分散型統御を目指す新世代法政策学研究　総論の総括と各論への橋渡し―知的財産法政策学を題材に―」**<br>本シンポジウムは、北大グローバル COE の中間総括として、多様な観点から、本拠点のテーマである「多元分散型統御」をどのように位置づけるかにつき、総論の総括を行うものである。<br>まず、藤谷報告では、「法政策学」の再定位が試みられ、そこでは、法（学）システムとその外部（隣接諸科学）とのコミュニケーションの（不）可能性から、「法政策学」は「多元分散」と「統御」の結実点として位置付けられた。続く瀬川報告では、隣接諸学のうち、法の経済分析と民法学との関係につき、民法学における政策論・価値判断の変遷の分析を基に、これからの民法学と法の経済分析の在り方についての展望が示された。尾崎報告では、藤谷報告及び瀬川報告で取り上げられた隣接諸学（法の経済分析）と法（学）との関係において、法（学）は深刻なアイデンティティ・クライシスに陥っているとの認識から、「多元分散型統御」を達成するには隣接諸科学との関係で法（学）はその自律性及び応答性が求められていることが提示された。以上の報告を受け、田村報告では、「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」の総論の総括がなされた。そこでは、隣接諸学との関係において法学独自の意義の重要性が確認され、かつ、各論への橋渡しとして、知的財産法政策学を素材に、隣接諸学と法（学）との相互補完的な関係を構築する諸方策が提言された。<br>続く質疑応答では、本シンポジウムの趣旨については、賛同が得られたが、他方で、「多元分散型統御」の「多元分散」についてその本質を突く問いが投げかけられるなど今後の課題が明らかとされた。当該問いにつき、本拠点としては、今後の実作（各論）において「解」を提示するとことが求められる。　（文責：永下泰之） |
| 平成22年<br>10月30日（土） | **小山　剛（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）**<br>**「憲法は私法をどこまで縛るのか――憲法の優位と私法の独自性」**<br>公法研究会共催<br>本報告は、日本における憲法と私法との交錯に関する問題を、防御権・保護義務・内容形成（Ausgestaltung）といったドイツにおける議論を手がかりに論じられたものである。<br>憲法は私法と交錯し、その論理を修正している。例えば、証券取引法や消費者法の領域では防御権と私法規定が交錯し、非嫡出子法定相続分差別の問題では憲法上の平等原則と私法規定が交錯する。また、民法上の規定が基本権と同化している事例も存在する。この |

| | |
|---|---|
| | ような、憲法と私法が交錯する場面において、憲法と私法の規定の解釈・適用をいかに解するべきであろうか。<br>防御権の私法との関わりとしては、次の場面が考えられる。まず、国民の権利・自由を過剰に制約する私法規定を違憲として排除するような場面。次に、加害者の権利・自由を過剰に制約する民事裁判所を違憲として排除するような場面。<br>法的三極関係を問題とする基本的保護義務の私法との関わりとしては、次の場面が考えられる。まず、被害者に受忍を課す私法規定を違憲として排除する場面。次に、被害者の請求を棄却し、加害者の権利・自由を優越させた民事判決を違憲として排除する場面。<br>内容形成と私法との関わりとしては、次のことが指摘された。内容形成は、個別具体的権利の保障と法制度保障の性格を併せ持つ基本権に対して、私法上の法制度形成の指針と限界を提供する。<br>防御権・保護義務・内容形成それぞれと、私法上の規定との関係を指摘した上で、日本における諸判例について検討がなされた。<br>検討の指針として、「実体的基本権」の有無、「憲法上の原形」の有無、「平等原則との関連」という三つの視点が挙げられ、非嫡出子法定相続分差別、選挙運動の便益の格差、国籍法違憲判決、森林法違憲判決、三菱樹脂事件判決、入会地事件判決について詳説された後、これらの判例を素材に、防御権・保護義務・内容形成それぞれの関係や制度保障論と基本権の内容形成論について検討が加えられた。<br>討論においては、公法と私法の両領域から、判例解釈について活発な議論がなされた。個別事例における民法の規定を、憲法がいかに解釈し適用しうるかについて、様々な事例を素材に議論され、公法・私法両領域にとって意義深いものであった。<br>（文責：朝田とも子） |

## （2）国際学術交流

| 日時 | 報告内容 |
|---|---|
| 平成22年<br>９月10日（金） | **Nicolas Molfessis（パリ第二大学教授）**<br>**「La constitutionnalisation du droit civil（民法の憲法化現象について）」**<br>民事法研究会共催<br>フランス憲法院における民事法の憲法適合性審査について、第５共和政の制度の現代化に関する2008年７月23日の憲法的法律―憲法新61-1条による、現行の法律上の規定の事後的憲法適合性審査制度導入の前後における法状況の変化を軸として、報告が行われた。まず、伝統的な事前の憲法適合性審査の下においても、民法の基本原理の憲法化を中心とした憲法的民法の発展が存在したが、事前審査制の限界と司法系統の裁判官が憲法規範に依拠する場面の限定により、憲法の民法に対する影響は限定的であったことが示され、ついで、今後事後的違憲審査制の下で民法の憲法化の流れが不可避的に生じるであろうという展望が示された。<br>報告後、フランスにおいて事後的憲法適合性審査が出現した理由は何か、憲法院と破毀院の関係（民法判例法理の違憲審査可能性、憲法適合性審査のための憲法院への事件移送に関する破毀院の積極性（実際の移送件数）等）、複数の憲法的価値ないし権利が衝突した場合の対処等について、活発な討論が行われた。<br>（文責：小野寺倫子） |
| 平成22年<br>９月14日（火） | **Nicolas Molfessis（パリ第２大学教授）**<br>**「フランス私法における法源の主要動向（Les grandes tendances des sources du droit en droit privé français）」**<br>日仏法学会共催　於東京大学法学部<br>「法源論」は法の存在態様を問うフランス法学上の伝統的ジャンルである。その若き第一人者であるモルフェシス教授により、現代における法源論上の諸問題、とりわけ「法律の危機」について多角的かつ総合的な展望が示された。教授は現代を「中間期」と形容し、法律が第一の法源であった「法律の時代」が終焉に向かい、法源の「分解＝再編成」が開始されているとする。三つのアプローチから検討がなされた。<br>「形式的アプローチ」と題された第１章では、まず、立法上位の（supra-législatives）法源、すなわちヨーロッパレベルの法源ならびに国際法上の法源によって法律の権威が相対化されてきたこと、また、2008年７月23日の憲法改正によって導入され2010年３月１日に施行された「（法律の）憲法適合性に関する優先問題」手続き【＊詳細については９月10日付けの活動報告を参照】が法律の権威喪失に拍車をかけるであろうことが示された。他方、独立行政機関による規範定律などを例にとり、法律は立法下位の（infra-législatives）法源によってもその正統性を脅かされているとする。いずれの現象も「法律中心主義（légicentrisme, légalisme）」の終焉を示唆する。その上で、裁判所による判例変更の効力調整の問題を採り上げ、立法と判例との間の緊張関係を指摘する。これは、法の創出と法の解釈とを厳格に区別し、法律が法源たる地位を半ば独占することを承認してきた伝統的法源論の動揺を意味する。【＊（要約者注）　判例変更は法律解釈の変更にすぎないとすれば、当該法律は元来そのように解釈されるべきものであったのであり、当然に新たな解釈が当該事案に適用される。逆に裁判所が解釈を変更しながらそれを当該事案には不適 |

| | |
|---|---|
| | 用とし得るならば、法律の適用が区々となる。これは裁判所に法規範産出権能を認めることを意味し得る。判例変更の効力調整問題への解は「判例の法源性」の肯否に依存する。】<br>「美的アプローチ」と題された第２章では、法律のインフレ、学説のインフレなどの現象によって、法規範の認識可能性が損なわれているとする。社会の複雑化、法の専門技術化などを背景とする法源の無軌道性は不可避であるとしつつ、同時にこの問題への対応策の不首尾が混乱を助長してきたとする。具体的には、既存の法規範の集成として各領域毎の法典編纂を推進する政策（いわゆる「法の内容を変えない法典化（codification à droit constant）」）や法の簡素化政策などについて批判的な考察が展開された。その上で、法の複雑化の原因それ自体を解明することが求められているとする。<br>「実質的アプローチ」と題された第３章では、法規範（règele de droit）とは何かという根本問題が扱われた。行政通達や破毀院・コンセイユ・デタの意見、さらには企業レベルの行動指針など、強制の契機を欠いた法源の繁茂を指摘し、法規範のメルクマールを国家による強制に見る伝統的理解に反省を迫る。<br>質疑では、特殊フランス的な法律観に関して複数の質問が寄せられ、われわれの法律観との比較の視点が涵養された。また、判例変更の効力調整問題に関連して、教授が肯定側に立つ、すなわち判例の法源性の承認に積極的であることが強調された。<br>（文責：齋藤哲志） |

### （3）環境法政策研究会

| 日　時 | 報告内容 |
|---|---|
| 平成22年<br>９月18日（土） | **上河原　献二（上智大学大学院地球環境学研究科教授）**<br>**「ワシントン条約附属書Ⅰ種の国内規制法の制定・実施について」**<br>**北村　喜宣（上智大学法学部教授）**<br>**「希少種保存法を読んで感じたこと」**<br>共催：国際法研究会、科研費補助金（基盤Ａ）「環境条約の日本における国内実施に関する学際的研究」（代表：児矢野マリ）、三井物産環境基金「2009年度研究助成」「持続可能な社会構築を推進するための国際環境条約の実効性確保に関する研究―日本における環境条約の国内実施の動態分析―」、2009年度サントリー文化財団「人文科学、社会科学に関する研究助成」「日本における国際環境条約の国内実施過程の動態に関する実証的研究」、2009年度村田財団「日本における国際環境条約の国内実施過程の動態に関する実証的研究」<br>本研究会は、研究テーマの一つとして環境条約の国内実施を扱い、これまで個別の条約研究を積み重ねてきた。今回は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（ワシントン条約）を素材として、上智大学の上河原教授より御講演いただいた。上河原教授は環境省（庁）出身で、ワシントン条約に関する国際交渉及び国内実施に深く関与された経歴をお持ちである。講演ではワシントン条約のこれまでの歴史と日本国内での対応について説明がなされた。<br>まず、日本のワシントン条約への加入の経緯について説明がなされた。加入が遅れた理由について、国内諸勢力との関係で説明がなされた。鼈甲や象牙などにかんして国内でそれを取引及び活用する業者があり、輸出入の規制に当初激しい反対があった。その中、各種の国際会議などの場を通して外圧により、だんだんと規制への世論が盛り上がり、ワシントン条約加入へと繋がった。<br>またワシントン条約の締約国会議における各種対立についても説明がなされた。象牙などでは、適切に管理された上での輸出の許可を求めるアフリカ諸国の動向の背景などについて説明がなされた。<br>続いて上智大学の北村教授より日本の国内法である希少種保存法を素材として講演がなされた。講演は、希少種保存法を審議した際の国会議事録と当該法律条文を素材として、疑問点を示すという形を取られた。<br>議事録に関しては、何らかの規制を行政庁がかける際に、生じうる問題の立証の問題がある。「立証できないなら規制はできない」「証拠を持ってこい」という伝統的な法規制の枠組みで環境法関係を処理することに疑問が呈された。決定をしない（不決定）が持つ環境へのコストをどう認識するのか、という点についての疑問である。現在では環境基本法も制定され環境省も誕生している、議論の枠組みに変化は起きたのか、という検討課題も提示された。<br>続いて法律の中身に入り、第３条の「関係者の所有権その他の財産権を尊重」の基底の意味、輸出承認制度に関する外国為替管理法との関係、違反物の返送に関する16条の要件としての「悪意」などの各問題について、疑問点と検討課題が指摘された。<br>お二人の御報告のあと、フロアからの質疑を経て活発な討論がなされた。討論事項としては、ワシントン条約に関して、貿易制限の実態、同条約国内実施における国と地方との関係、また条約制度（レジーム）の変遷とそれに対応する国内体制の変化などの問題について議論がなされた。環境条約の国内実施について、当研究会は貴重な研究課題を得たといえる。<br>（文責：坂田雅夫） |

| | |
|---|---|
| 平成22年<br>10月１日(金) | **ルネ・オスティウ（ナント大学法学政治学部名誉教授）**<br>**「財物行政法（droit administratif des biens）における公益概念の変容―市民参加と裁判統制」**<br>**久保　茂樹（青山学院大学大学院法務研究科教授）**<br>**「日本における『公用』の裁判統制――判断過程の統制を中心に」**<br>公法研究会、科研費補助金（基盤Ａ）「関係性及び連携と連帯に着目した新たな行政観の構築可能性とその具体像に関する研究」(研究代表者：亘理格）共催<br>本報告は、フランスの行政法における公益概念の変容について論じられたものである。<br>公益性とは何を意味するのか、とりわけ、公益性と事業計画が結びつくとき、公益性とはいかなる内実を有するかについて検討し、公益性に関する訴訟においていかなるコントロールを及ぼすことができるかについて議論されている。<br>公益性の概念がいかなる内実を有するかの指標としては、集団的需要に対する公的機関の対応能力、基本的人権にはいかなる保護が認められうるか、事業計画についての公益性の審査権がどの国家機関に与えられているか、が挙げられる。<br>ある事業の公益性について判定する権限は行政にのみ属し、公益性が認められるか否かの判断は全面的に法律から切り離されている。行政が行った公用認定決定は、取消訴訟の対象となり、コンセイユ・デタによる「内部的」・「外部的」適法性審査の対象となる。事業認定の公益性に関して裁判官が行う審査は、「内部的」適法性に関する審査である。しかし、フランスの立法機関は公益性についての指標を全く示しておらず、裁判官が行う「内部的」適法性の審査は困難を伴っている。<br>相対的に重要となる公益性についてのコンセイユ・デタが定立した諸制約は、次の２種類である。第一に、古典的な制約である「権利濫用」という枠組みである。これは、いかなる行政決定も、いかなる場合であっても、「一般利益」に適った目的を追求するものでなければならず、純然たる私的思惑に属すものであってはならないとする考え方である。<br>第二に、近年主張されている制約である「費用便益対照」理論である。これは、裁判官が、係争の事業計画の有益な面と不都合な面を比較分析し、当該事業計画に関する費用便益対照の結論が裁判官による対象の結果プラスとなり、その結果事業計画が正当化されると思われる場合に限って、当該事業計画が「公益性を有する」と判断する考え方である。<br>第一の制約である「権利濫用」は、係争の事業計画の「目的」のみに軸足を置いた分析手法であり、公的利益と私的利益が相互に交錯しあい、区別できない場合には、裁判官が問題状況全体を、満足できる形で掌握することを可能にするものではない。<br>そこで、1970年代初頭に、「費用便益対照」理論が現れた。この理論は、計量経済学的技術から発想を得た新たな審査手法である。この審査手法の独創性は、立法機関があらかじめ定めた準則が存在しない場合に、個々の事業計画の公益性について審査評価する役回りを、行政の決定の適法性に関する審査を裁判官たる行政裁判官に付与した点にある。すなわち、係争対象である事業計画が「それ自体として」公共のためにもたらす利益だけではなく、様々な支障やコストや被収用者にもたらされる帰結や環境上の影響まで勘案した指標に照らして、収用手続の利用が正当と認められるか否かを判断するのである。更に、行政裁判官は行政決定の相当性について判断を示し、行政が行った選択の「妥当性」にかかわる考慮を適法性の要件に組み込んでいる。<br>「費用便益対照」理論に基づく裁判審査は、国の諸機関に密接にかかわる事業である場合と、小規模な地方公共団体の利害にかかわる事業で異なった帰結が導かれることに注意する必要がある。というのも、環境保護、私的所有権の尊重、経済成長、安全、エネルギーの自律的共有等の「価値」を問題にするものであり、「規範」とか、規範間の優劣を問題にするものではないからである。すなわち、国家の諸機関に関わる事業は、財政的費用如何に関わりなく、さらに、環境分野に生ずる帰結如何に関わりなくその正当性が導かれ、現実にもほとんど反駁不可能な形で適法性が推定されている。これに対し、地方公共団体の利害にかかわる事業の場合には、「費用便益対照」理論は、非常に有益である。<br>広くコンセンサスが確立していることが珍しくない国家諸機関の事例においては、取消判決が下される事例は、係争事業計画に低い重要性しか認められない場合に限られる。<br>上記のような報告に対して、日本における公用判断の統制について久保茂樹教授から対抗報告がなされた。<br>まず、日本における「公用」観念が拡大していることを確認した上で、「公用」判断に対する裁判統制として、「判断過程の統制」型審査が紹介された。判断過程の統制の意義として、次のものが挙げられる。まず、多様な利益の配慮に開かれたものであること、次に行政裁量に配慮しつつ審査密度を高めることができること、最後に、専門技術的な立案調査に対しても立ち入った審査を及ぼせるようになることである。一方、判断過程の統制の限界について、表面的な統制に留まる恐れがある等の指摘がなされている。 |

| | |
|---|---|
| | 最後に、「費用便益対照」理論との比較がなされている。まず、論理構造の差である。フランスは、判断結果の統制を行なうのに対し、日本では判断方法の統制がなされている。更に、チェック事項についても、フランスでは公益私益を問わないのに対し、日本では私益の保護に軸足を置いている。「行政の適法性」に対する考え方の差異を背景として、日本ではフランス以上に取消例が少ないことから、統制強化の面では、「費用便益対照」理論は判断過程審査を凌いでいるのではないか。両者の共通性ないし、接近可能性も指摘されている。<br>討論においては、日本における「判断過程の統制」型審査との対比で「費用便益対照」理論の評価について論じられた。とりわけ、行政が行った選択の「妥当性」にかかわる考慮を適法性の要件に組み込むことの意義について論じられた。　（文責：朝田とも子） |

### （4）基礎理論研究会

| 日　時 | 報告内容 |
|---|---|
| 平成22年<br>９月１日（水） | **佐藤　智晶（東京大学政策ビジョン研究センター特任助教）**<br>**「米国における連邦行政規則による製造物責任の専占」**<br>米国では、合衆国憲法第６篇２項により、連邦法の最高法規制が認められており、連邦法違反の州法は、連邦法が専占（preempt）したものとして、無効とされる。本報告で対象となる製造物責任も州法であるため、連邦法の専占により無効となる。連邦法が専占について不明確な場合、不法行為・製造物責任と行政規制との抵触が問題となる。そして、専占により、連邦行政規則と抵触するような製造物責任の訴えが認められないこととなるなど、実際上、製造物責任を変更する効果がある。しかし、連邦行政規則による専占であることから、この現象は静かな不法行為法改革の一環であると評されるところである。本報告は、まず、この静かな不法行為法改革の背景を分析し、次いで連邦最高裁における専占法理の展開を考察する。以上の分析・考察から、専占判断の決め手、連邦制定法に専占の規定がない場合の行政規則または規則の前文による専占の可能性及び連邦制の含意の３点についての分析が提示された。<br>（文責：永下泰之） |



### （5）消費者法研究会

| 日　時 | 報告内容 |
|---|---|
| 平成22年<br>９月17日（金） | **大森　泰人（金融庁証券取引等監視委員会事務局次長）**<br>**「日本経済と金融制度」**<br>金融法研究会・民事法研究会共催<br>我が国経済がキャッチアップの時代からフロントランナーへと変容を遂げたことに伴い、求められる金融制度・金融行政のあり方も変容を遂げている中、かようなマクロ構造の変化との関係で、金融行政の具体的施策がどのような方針でどのような意図の下に為されたものであるのか、報告者の携わった様々な改革を例に挙げつつ詳細な報告が為された。<br>報告を受けてフロアからは、FX 規制や BIS 規制等の具体的な問題からリスクマネー流入のための金融モデルの構築など、ミクロからマクロまで幅広い質問が飛び交い、活発な議論が為された。<br>（文責：牧佐智代） |
| 平成22年<br>10月22日（金） | **三木　浩一氏（慶応義塾大学法科大学院教授）**<br>**「集団的消費者被害救済制度の展望と課題」**<br>金融法研究会・民事法研究会共催<br>報告においては、まず、消費者被害救済における集団的救済制度の必要性が単に小額・多数被害という点にとどまらないことの指摘、消費者庁における研究会の活動経過の紹介、集合訴訟の各類型（オプト・イン型、オプト・アウト型、（オプト・イン型とオプト・アウト型の）併用型、二段階型についての説明が行われた。さらに以上を踏まえ、オプト・アウト型集合訴訟のメリットとデメリット、二段階型集合訴訟の制度設計のあり方、当事者適格に関する問題について、諸外国の集合訴訟制度の比較を踏まえた検討がなされた。<br>討論においては、手続法上の集合訴訟制度の設計に関する理論的・実務的問題、集合訴訟によって救済される利益の性質に関する実体法上の問題、行政規制等と民事救済との役割分担などについて、多角的な検討が行われた。（文責：小野寺倫子） |

### （6）政策過程論研究会

| 日　時 | 報告内容 |
|---|---|
| 平成22年<br>９月27日（月） | **ワークショップ：民主党政権で政策はどう変わったか？―4つの政策分野の総合的検討**<br>**伊藤　光利（関西大学総合情報学部教授）**<br>**北村　　亘（大阪大学大学院法学研究科准教授）**<br>**上川龍之進（大阪大学大学院法学研究科准教授）** |

| | |
|---|---|
| | **三浦　まり（上智大学法学部教授）**<br>**宮本　太郎（北海道大学大学院法学研究科教授）**<br>主催：北海道大学法学研究科付属高等法政教育研究センター<br>共催：科研費補助金（基盤Ａ）「日本型福祉・雇用レジームの転換をめぐる集団政治分析」（代表者：宮本太郎）<br>政権交代後１年を経て、日本の政治と政策はどこまで変わったのか、あるいは、いかなる方向に転じつつあるのか。今回のワークショップでは、民主党政権下での地方分権政策、財政金融政策、雇用政策、社会保障政策をめぐる転換について、５名の研究者による報告が行われた。<br>まず、宮本教授による趣旨説明が行われた後、伊藤教授から鳩山民主党政権における政策決定システムについて、４つの政策分野に入る前の総論として位置づけられる報告が行われた。この報告での議論において、民主党政権がもつ、政権交代と政策転換、政官関係、党・政府関係という、４つの層の異同を読み解いていくことの重要性が析出され、その後の報告では、これらの層に関連した具体的な検証が行われた。<br>北村准教授の報告では、地方分権改革に関して、理論的検討から国政選挙の重要性を指摘し、2000年代の地方分権改革の流れから検証された。上川准教授の報告では、財政金融政策について、民主党政権下での具体的な予算編成過程が報告された。最後に、三浦教授と宮本教授から、社会保障政策と雇用政策について、マニフェストの検証や、政策理念の転換をめぐって報告が行われた。<br>以上の報告に対して、北海道大学の山口教授や空井教授、山崎教授、慶應義塾大学の井手准教授、立命館大学の城下氏から適宜コメントが加えられ、こうした議論の過程を通して、民主党政権がもつ特色や課題がより明確になったと言える。<br>今回のワークショップでは、刺激的な報告や討論によって、民主党政権の現状分析に留まらず、政権交代や政策転換がもつ政治学的な含意や意義が深く掘り起こされ、今後の日本政治を考える上でとても有意義なものとなった。（文責：千田　航） |

### （7）競争法研究会

| 日　時 | 報告内容 |
|---|---|
| 平成22年<br>９月10日（金） | **シンポジウム「支配的地位の濫用行為に関する包括的検討（1）」**<br>**第一報告：市川　芳治氏（慶應義塾大学法科大学院・立正大学経済学部非常勤講師）**<br>**第二報告：大久保直樹氏（学習院大学法学部教授）**<br>**第三報告：佐藤　佳邦氏（電気中央研究所主任研究員）** |



| | |
|---|---|
| | 経済法研究会共催<br>本シンポジウムは、「支配的地位の濫用行為に関する包括的検討」とのテーマの下、２日間にわたり開催された。第一日目は、次の報告が行われた。<br>第一報告：市川芳治氏「英衛生放送事業者 BskyB による“マージン・スクイーズ”事例について−EU 競争法と英国競争法、競争法と事業法の狭間で−」では、競争制限的効果をもつ“マージン・スクイーズ”の英国における事例の検討を通じて、EU 競争法と英国競争法との比較検討がなされ、また、本研究で対象となった事例が基本的に競争法の枠組みで判断されているが、事業法の目的に競争政策要素が入っていることが常であり、競争法ではなく事業法行使が多いことから、競争法行使上の問題点や競争法の役割などが検討された。<br>第二報告：大久保直樹氏「セット割引規制とプライス・スクイーズ規制の横断的検討〜EU ガイダンス・ペーパーに焦点をあてて」では、セット割引規制とプライス・スクイーズ規制につき、複数の分野で事業活動を行う事業者が、それぞれの分野におけるアウトプット価格（またはそれを組み合わせた価格）を操作することにより、一部の分野で競争関係にある事業者を排除するという共通点があるにもかかわらず、これまで横断的視点をもった検討はなされてこなかったところ、本報告では、両者の横断的検討として、EU ガイダンス・ペーパーの検討が報告された。<br>第三報告：佐藤佳邦氏「電気事業における公正競争と料金規制」では、電力自由化に伴う公正競争と料金規制につき、独禁法との関係から、第一に米国における諸事例の検討が提示され、次いでわが国の公取委と経産省（旧通産省）の連名で作成された「適正な電力取引についての指針」（H11）の検討が提示された。<br>（文責：永下泰之） |
| 平成22年<br>９月11日（土） | **シンポジウム「支配的地位の濫用行為に関する包括的検討（2）」**<br>**第一報告：馬場　　文氏（帝塚山大学法学部准教授）**<br>**第二報告：袁　　傑氏（北海道大学大学院法学研究科修士課程）**<br>**第三報告：荒井　弘毅氏（公正取引委員会事務総局経済調査室長）**<br>**第四報告：中川晶比兒氏（北海道大学大学院法学研究科准教授）**<br>経済法研究会共催<br>シンポジウム「支配的地位の濫用行為に関する包括的検討」の第二日目には、次の報告が行われた。<br>第一報告：馬場文氏「EU 競争法における excessive pricing 規制」では、EU における事例の検討を通じて、excessive pricing（取引の相手方に対して経済的に合理性のない不公正な価格設定を行うこと）の問題、とりわけ搾取型高価格設定についてその違法性の判断基準 |

| | |
|---|---|
| | はどこにあるのかについての分析が報告された。<br>　第二報告：袁傑氏「忠誠リベート供与行為の独占禁止法上の違法性判断基準―日本、EU のインテル事件を中心に」では、日本と EU におけるインテル事件を素材として、忠誠リベート供与行為の違法性判断基準についての検討・分析が提示された。<br>　第三報告：荒井弘毅氏「独占禁止法の現状と展望」では、独占禁止法の現状と展望につき、制度的な動きを視野に入れつつ、主としてエンフォースメント・法解釈の動向に焦点を当て、集中化（理想主義的傾向）と分権化（個別事案主義）の視点から典型的・代表的事案の分類整理を行い、その背景・連関・見通しの検討が行われた。<br>　第四報告：中川晶比兒氏「多摩談合新井組判決」では、多摩談合新井組判決（東京高判平成22年 3 月19日）について、批判的検討が報告された。　（文責：永下泰之） |